

砺波市行政手続における個人番号の利用等に関する条例施行規則

平成 30 年 9 月 21 日

規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、砺波市行政手続における個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年砺波市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の規則で定める事務は、別表第 1 の区分の欄に掲げる事務ごとにそれぞれ同表の事務の欄に掲げる事務とする。

(条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報)

第 3 条 条例別表第 2 の事務の欄に掲げる規則で定める事務は、それぞれ別表第 2 の事務の欄に掲げる事務とし、条例別表第 2 の特定個人情報の欄に掲げる規則で定める特定個人情報は、それぞれ別表第 2 の特定個人情報の欄に掲げる規則で定める特定個人情報とする。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	事務
1 条例別表第 1 の 1 の項に掲げる事務	砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則（平成 16 年砺波市規則第 59 号）第 3 条の受給資格の登録の申請若しくは同規則第 9 条の変更の申請（以下この項において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
2 条例別表第 1 の 2 の項に掲げる事務	砺波市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 96 号）第 4 条の受給資格証の交付の申請若しくは同条例第 7 条の届出の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
3 条例別表第 1 の 3 の項に掲げる事務	砺波市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則（平成 16 年砺波市規則第 61 号）第 3 条の受給資格の登録の申請若しくは同規則第 10 条の変更の申請（以下この項において「申請等」という。）の受理、当該申請等

務	に係る事実についての審査又は当該申請等に対する応答に関する事務
4 条例別表第1の4の項に掲げる事務	砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則（平成16年砺波市規則第71号）第2条の受給資格の登録の申請の受理若しくは当該申請に係る事実についての審査、同規則第4条第2項の受給資格の更新に係る事実についての審査、同規則第15条の自己負担限度額の適用の申請の受理若しくは当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
5 条例別表第1の5の項に掲げる事務	砺波市賃貸住宅管理条例（平成16年砺波市条例第161号）第5条の入居の申込み、同条例第12条第1項の入居の承継の申請、又は同条例第8条第2項若しくは第16条の減免若しくは徴収猶予の申請（以下この項において「申請等」という。）の受理、当該申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
6 条例別表第1の6の項に掲げる事務	砺波市特定公共賃貸住宅管理条例（平成16年砺波市条例第162号）第15条の家賃の減額申請、同条例第17条の家賃若しくは入居者負担額の減免若しくは徴収の猶予の申請、同条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請、又は同条例第28条第1項の同居の承認申請（以下この項において「申請等」という。）の受理、当該申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

別表第2（第3条関係）

区分	事務	特定個人情報
1 条例別表第2の1の項	砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例	当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）

	施行規則第3条の受給資格の登録の申請又は同規則第9条の変更の申請に係る事実についての審査関する事務	当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づく砺波市税条例（平成16年条例第47号）の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「市民税関係情報」という。）
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険の被保険者の資格又は保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る砺波市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年条例第96号）の規定による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第102号）の規定による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者等医療費助成関係情報」という。）
2 条例別表第2の2の項	砺波市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第4	当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報

	<p>条の受給資格証の交付の申請又は同条例第7条の届出に係る事実についての審査</p>	<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報</p>
		<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者医療保険の被保険者の資格又は保険給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）</p>
		<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による支給の認定に関する情報</p>
		<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成16年条例第95号）の規定による医療費の助成に関する情報（以下「子育て支援医療費助成関係情報」という。）</p>
		<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る重度心身障害者等医療費助成関係情報</p>
<p>3 条例別表第2の3の項</p>	<p>砺波市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則第3条の受給資格の登録の申請又は同規則第10条の変更の申請に係</p>	<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報</p>
		<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報</p>
		<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報</p>
		<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報</p>
		<p>当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係るひとり親家庭等医療費助成関係情報</p>

	る事実についての審査	当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る重度心身障害者等医療費助成関係情報
4 条例別表第2の4の項	砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則第2条の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査、同規則第4条第2項の受給資格の更新に係る事実についての審査又は同規則第15条の自己負担限度額の適用の申請に係る事実についての審査	当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る後期高齢者医療関係情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る子育て支援医療費助成関係情報
		当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係るひとり親家庭等医療費助成関係情報
5 条例別表第2	砺波市賃貸住宅管	当該申請に係る者及び当該者の同居者（同居予定者を含む。）に係る住民票関係情報

の 5 の 項	理 条 例 第 5 条 の 入 居 の 申 込 み に 係 る 事 実 に つ い て の 審 査、同 条 例 第 1 2 条 第 1 項 の 入 居 の 承 継 の 申 請 に 係 る 事 実 に つ い て の 審 査、 又 は 同 条 例 第 8 条 第 2 項 若 し く は 第 1 6 条 の 減 免 若 し く は 徴 収 猶 予 の 申 請 に 係 る 事 実 に つ い て の 審 査	当 該 申 請 に 係 る 者 及 び 当 該 者 の 同 居 者（同 居 予 定 者 を 含 む。） に 係 る 市 民 税 関 係 情 報
		当 該 申 請 に 係 る 者 及 び 当 該 者 の 同 居 者（同 居 予 定 者 を 含 む。） に 係 る 生 活 保 護 関 係 情 報
6 条 例 別 表 第 2 の 6 の 項	砺 波 市 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 管 理 条 例 第 1 5 条 の 家 賃 の 減	当 該 申 請 に 係 る 者 及 び 当 該 者 の 同 居 者（同 居 予 定 者 を 含 む。） に 係 る 住 民 票 関 係 情 報
		当 該 申 請 に 係 る 者 及 び 当 該 者 の 同 居 者（同 居 予 定 者 を 含 む。） に 係 る 市 民 税 関 係 情 報
		当 該 申 請 に 係 る 者 及 び 当 該 者 の 同 居 者（同 居 予 定 者 を 含 む。） に 係 る 生 活 保 護 関 係 情 報

	<p>額申請に係る事実についての審査、同条例第17条の家賃若しくは入居者負担額の減免若しくは徴収の猶予の申請に係る事実についての審査、同条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請に係る事実についての審査又は同条例第28条第1項の同居の承認申請の受理に係る事実についての審査</p>	<p>当該申請に係る者及び当該者の同居者（同居予定者を含む。）に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報</p>
--	--	---

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。